

## 貸与奨学金（秋の二次採用）のポイント

- **学生本人が返す義務がある奨学金**
- **第一種(無利子)と第二種(有利子)がある**
- 生計維持者(父母)の**2023年の住民税情報**で家計審査される
- 貸与月額は、条件を満たせば**途中で変更できる**
- 借りる必要がなくなったら**いつでも辞めることができる**
- 保証制度は**人的保証**と**機関保証**がある
  - ※人的保証選択者は、連帯保証人(原則父母)と保証人(おじおば等)をお願いする人から、  
機関保証選択者は、学生本人以外の連絡先(父母など)をお願いする人から事前に承諾を得る  
(採用後に提出が必要な書類も確認しておく)
- **返還方式、貸与利率の算定方法**を選択する
  - ※返還方式は、所得連動返還と定額返還から選択（第一種奨学金）
  - ※利率の算定方法は、利率固定と利率見直しから選択（第二種奨学金）
- 成績審査で**学修計画書**の記入・提出が求められる場合がある

## 給付奨学金（秋の二次採用）のポイント

- 原則返す義務のない奨学金
- 学生本人と生計維持者(父母)の**2023年の住民税情報**で家計審査される
- 支給月額  
は支援区分(第Ⅰ～Ⅳ)や通学形態等で決まる
- 給付奨学金と貸与奨学金(第一種)を一緒に利用すると  
**第一種奨学金の貸与月額が0円になったり減額される**
- 給付奨学金の支援区分は毎年夏に見直し審査されるため  
**毎年10月から給付奨学金の支給が停止されたり  
支給月額が変更**されることがある
- **給付奨学金と授業料減免の支援条件は同じ**なので  
給付奨学金の支援区分が変更されると授業料減免額も変更される
- 成績審査で**学修計画書**の記入・提出が求められる場合がある

## 給付奨学金のポイント（支援区分の見直し審査）

毎年夏に日本学生支援機構で家計見直し審査が実施され、給付奨学金の支給有無(第Ⅰ～Ⅳ区分／対象外)が決定します

- ・生計維持者と学生本人の税情報（マイナンバー等で取得）で審査されます
- ・申込時や在籍報告で申告した資産情報、生計維持者が扶養する子の人数も確認されます

【イメージ】 ※採用翌年度に停止される例

2023年の税情報で「第◆区分」で採用

2024年度

10月（第◆区分の振込）

3月

2024年の税情報で見直し審査  
「支援区分対象外」に決定

10月から1年間振込「停止」  
※給付奨学生の身分は保持

2025年度

4月（第◆区分の振込）

8月頃

10月（振込停止）

3月

2025年の税情報で見直し審査  
「第▲区分」に決定

10月から第▲区分の月額で  
振込「再開」

2026年度

4月（振込停止）

8月頃

10月（第▲区分で振込再開）

3月

## 奨学金選択シミュレーションを行う

希望する奨学金に採用される可能性があるか、  
どの程度の奨学金が利用できるか目安として確認する

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※シミュレーション結果は、奨学金の採用を保証するものではありません

▼こちらでご確認ください



## 奨学金振込用に設定する口座の通帳コピーをとる（学生本人名義）

- ・表紙をめくった見開きのページ（普通預金、通常貯金口座番号等がわかるもの）
- ・口座開設時に通帳を作らなかった人は、口座情報がわかるwebページを印刷
- ・農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行などは利用不可
- ・詳細は、貸与奨学金案内15ページ、給付奨学金案内19ページを参照
- ・学生本人名義の口座がない方は、申込前に金融機関等で口座開設が必要

### ゆうちょ銀行

記号 番号  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
おなまえ  
〇〇〇〇 〇〇〇〇

株式会社ゆうちょ銀行  
金融機関コード 〇〇〇〇  
通帳作成地

▼ゆうちょ銀行の場合  
この欄は使用しません

~~この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は  
次の内容をご指定ください  
【店名】〇〇〇（読み）〇〇〇〇〇〇  
【店番】〇〇〇（用途科目）普通預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇〇~~

### ゆうちょ銀行以外の銀行等

店番 科目 普通預金口座番号  
〇〇〇 普通預金 〇〇〇〇〇〇  
おなまえ  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
お取引番号 再発行回数 定期預金口座番号  
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社 〇〇銀行  
取引店 〇〇支店  
銀行コード 〇〇〇〇

◀定期預金口座の  
番号は使用しません

▶ 奨学金（二次採用）説明資料に進んでください